

1. 軽自動車税（種別割）についてのお知らせ

*** 納税が困難な方は相談を承ります。
帯広市役所収納課（0155-65-4128）までお問合せください。**

- (1) 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有または使用している方にかかります。
- (2) 軽自動車税（種別割）は、車種区分別に1台当りの税額（年額）が決められています（裏面）。普通自動車等にかかる自動車税（種別割）とは異なり、税額の月割りはありません。4月2日以降に廃車等で所有されなくなった場合でも、その年度の税額は全額課税されます。
- (3) 車両を処分した場合や売却、譲渡等により所有者が変わるなどの異動があった際は、すみやかに手続き（廃車、名義変更）してください。手続きせずに放置すると、次年度以降も元の所有者に課税され、売買当事者間のトラブルの原因となりますのでご注意ください。
また、車検の有効期限が切れ公道を走行することがない軽自動車や二輪も課税対象となりますので、使用することがなければ廃車（自動車検査証等の返納）の手続きをご検討ください。
- (4) 使用済み軽自動車をリサイクルに出したときは、「軽自動車税（種別割）廃車申告書」を帯広市市民税課に提出してください。
- (5) 原動機付自転車や小型特殊自動車を所有されている方が車両とともに帯広市外へ転出する場合は、転出先の市町村のナンバーに取替えなければなりませんので、必ず廃車の手続きをしてください。
- (6) 軽自動車税（種別割）の免除・減免をされる方は当該年度の納期限（5月末日）までに申請手続きをお願いします。納期限を過ぎた場合は、当該年度の免除・減免はできないこととなっています。
- (7) 普通自動車等で自動車税（種別割）の免除を受けた方が軽自動車に乗り換え、同様に軽自動車税（種別割）の免除を受けようとする場合は、帯広市へ申請が必要になりますのでご注意ください。

**廃車、売却、譲渡、転出などの異動がある場合は
下の表のそれぞれの場所で手続きしてください。**

手 続 き 場 所			
車種区分 異動内容	◆原動機付自転車 (125cc以下) ◆小型特殊自動車	◆四輪の軽自動車	◆軽二輪 125ccを超え 250cc以下 ◆二輪小型自動車 250ccを 超えるもの
◎市内の人へ 名義変更 ◎廃車	帯広市役所 市民税課 TEL0155-65-4119 川西支所 TEL0155-59-2011 大正支所 TEL0155-64-5341	軽自動車検査協会帯広事務所 西19条北1丁目8-3 TEL050-3816-1768	帯広運輸支局 西19条北1丁目8-4 TEL050-5540-2006
◎他市町村へ 転出	十勝管内 帯広市役所 市民税課 川西支所 大正支所		
◎他市町村の 人へ名義変更	十勝管外 または 転出先の 市町村役場	転出先管轄の 軽自動車検査協会	転出先管轄の運輸支局

手続きについて不明な点は、お住まいの市町村役場または管轄の軽自動車検査協会、運輸支局へお問い合わせください。

帯広市市民税課
直通TEL0155-65-4119

2. 令和6年度軽自動車税（種別割）額

(1) 軽自動車

初度検査(※1)の年月によって税額が決まります。

車種区分		税額（年額）			
		初度検査が 平成27年3月31日 以前の車両	初度検査が 平成27年4月1日 以後の車両	初度検査から 13年を経過した車両 (経年重課)	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

・経年重課について

平成28年度から、初度検査から13年を経過した車両について経年重課の税額が適用されます。
自動車検査証の「初度検査年月」をもとに、賦課期日の4月1日時点で13年を経過しているか判断します。
よって、税額のかかる年から13をひいた年の3月以前に初度検査を受けた車が対象(※2)になります。

(例) 令和6年度は、初度検査年月が平成23年3月以前の車両が対象

※1 初度検査…新車時に最初にナンバーを取得するための検査。自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

※2 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、経年重課の対象外となります。

(2) 原動機付自転車、二輪車など

車種区分		税額（年額）
原動機付 自転車	50cc以下 特定小型原動機付自転車(※3)	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の 軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の 小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用(※4)	2,000円
	その他(※4)	5,900円
雪上車	660cc以下	3,600円

※3 最高速度20km/h以下、車体の大きさが長さ1.9m以下、幅0.6m以下、定格出力0.6kw以下の要件をすべて満たす電動キックボード等が該当します。

※4 道路運送車両法に定められている小型特殊自動車で、農耕作業用自動車は農耕トラクター、コンバイン、農耕作業用トラレーなど、その他の小型特殊自動車はフォークリフト、ホイールローダなどが該当します。

(3) グリーン化特例（軽課）の適用について

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車について、令和6年度の軽自動車税（種別割）に限り税額が軽減されます。

対象車両：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに初度検査を受けた下記の四輪および三輪の軽自動車

車種区分		税額（年額）			
		①	②	③	
三輪		1,000円			
四輪	乗用	自家用	2,700円		
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円		
		営業用	1,000円		

①電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車、または平成21年排出ガス規制から窒素酸化物10%低減達成車）

②令和2年度燃費基準達成車、かつ令和12年度燃費基準90%達成車(※5)

③令和2年度燃費基準達成車、かつ令和12年度燃費基準70%達成車(※5)

※5 ②、③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、またいずれも、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限り、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。